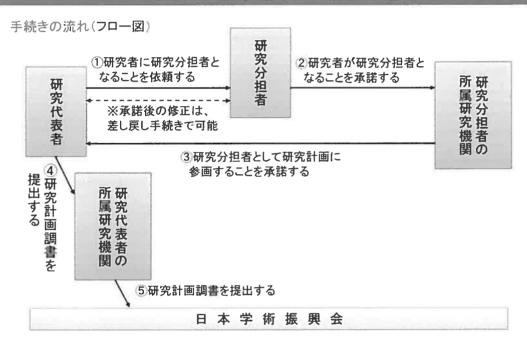
## 〈研究組織に研究分担者を加える場合の手続について〉

研究組織に研究分担者を加える場合、研究分担者となることの承諾を得る手続きを電子申請システムで行います。手続きにあたっては、研究代表者、研究分担者、それぞれの手続きが必要です。

# 研究分担者承諾書の電子化①

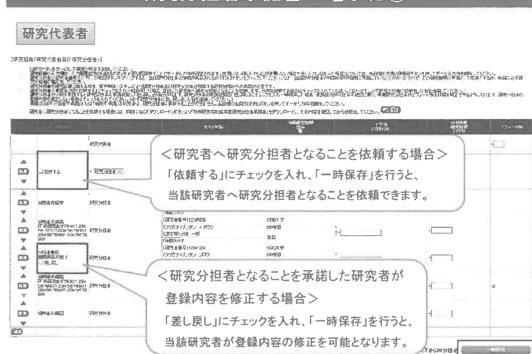


研究代表者が行う手続	研究分担者が行う手続	研究分担者が所属する研究機関が行う手 続
①研究分担者になることを依頼	② 研究分担者になることを承諾	③ 研究機関として研究分担者になることを承諾
研究分担者になることを依頼する	研究代表者から電子申請システムを	研究分担者が承諾をした情報が電子申
者に、電子申請システムを通じて	じて研究分担者としての参画の依頼	請システムを通じて示され、研究機関と
担者として参画を依頼	受け承諾(又は不承諾)を選択	しても承諾等の手続きを行う

### 〈研究代表者が行うべきこと〉

・研究計画調書を所属する研究機関に提出(送信)するまでに、研究代表者は電子申請システムの「応募情報入力画面」の「研究組織」欄に研究組織に研究分担者として加えたい研究者を入力、研究分担者となることを依頼し、承諾を得てください。

# 研究分担者承諾書の電子化②



〈研究分担者となることの依頼を受けた研究者が行うべきこと〉

・研究代表者から電子申請システムを通じて研究分担者となることの依頼を受けた場合、承 **諸する内容を確認の上、「承諾」又は「不承諾」を選択してください。** 

# 研究分担者承諾書の電子化③

